

○ 社会環境分野

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (・ ・ 第 回総会； 市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	21 障害者計画相談支援を行う相談支援専門員の不足に伴う支援について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	障がい者に寄り添い、ニーズにあった障がい者サービスを提供するために相談支援事業所の相談支援専門員の確保が必須であり、そのための計画相談支援報酬額の見直しをすることを要望する。		
提案理由	障がい者が住み慣れた地域で生活していくために相談支援事業の利用は大切であり、近年利用希望者の増加がみられている。利用者のニーズや課題も複雑化しており相談支援専門員の役割も重要性が増している。 しかしながら、相談支援専門員の不足により利用希望者のサービスプラン作成担当が決まらず、利用希望者が数か月待機している状況にありサービス利用希望者に不満感や不安感を与えている。 令和元年に報酬改定が行われたが、基本報酬が引き下げられ、加算についても算定条件が複雑となり、事業所が計画相談支援事業での採算を取りにくい。そのため、相談支援事業所の新規参入にもつながらず相談支援専門員の増加につながっていきにくい。 相談支援専門員の確保につなげるために、計画相談支援報酬（計画相談支援：1,462単位、障害児相談支援：1,625単位）の増額を要望し、障がい者が安心して生活できるよう望みたい。		
現況及び課題等	・現在本市での相談支援事業所は9か所であり、昨年からの事業所の数は増減無し。 ・相談支援専門員の数は総計15名。昨年に比べ増減なし。うち専任は4名、他11名は介護保険のケアマネージャーとの兼務や他任務との兼務。 ・利用希望サービスや事業所は決まっているが相談支援専門員が決定しておらず、10名が待機中(令和元年11月30日現在)。		
法令関係	障害者総合支援法 児童福祉法		